



## 記載例

(様式第1号-1)

(裏面)

### 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 対象業務の入札日6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更正手続開始の申立をした者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立をした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
  - オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
  - カ 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県民税を完納していないもの
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していないもの
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
  - ケ 千葉市委託入札参加資格者名簿(業種:広告・催事)に登載されている者にあつては、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
  - コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 千葉市委託入札参加資格者名簿(業種:広告・催事)に登載されている者又は、同名簿に登載されていない者にあつては、広告代理店業務について3年以上の官公庁等の事業実績を有する者であること

※自社広告のみを掲載する場合は(2)の要件は不要です。